

朝倉市高等学校等奨学金の貸与を希望されるみなさんへ

朝倉市では、経済的理由により高等学校等へ修学することが困難な方に対して奨学金を貸与する制度があります。

【奨学金の種類】

- ①進学奨励金（学校に在学している期間に受けられる奨学金：留年の際も可）
- ②入学支度金（学校に1年生で入学した際に受けられる奨学金）

【貸与の対象となる学校】

高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院

【奨学金の額】

区分	奨学金の種別	国公立	私立
高等学校・高等専門学校	進学奨励金（月額）	7,500円	15,000円
	入学支度金	30,000円	55,500円
短期大学・大学・大学院 （修士課程・博士課程）	進学奨励金（月額）	14,500円	19,500円
	入学支度金	45,000円	76,000円

【貸与期間】

在学する高等学校等の在学期間内。ただし、毎年申請が必要です。

【申請の要件】

以下のいずれにも該当する方

- ①本人又はその保護者が市内に1年以上住所を有している
- ②本人の修学意欲が十分であり、かつ、経済的な理由のため修学することが困難である
- ③貸与の対象となる学校に在学している

※入学支度金の貸与の対象は①及び②に該当し、貸与の対象となる学校に入学したものとします。

【申請に必要な書類】

- ①高等学校等奨学金貸与申請書
 - ②世帯全員、連帯保証人の住民票の写し
 - ③世帯全員、連帯保証人の所得証明
 - ④在学・在校証明書
 - ⑤入学証明書（入学支度金希望者のみ）
- ※世帯に身体障害者がいる場合は、身体障害者手帳の写し

【申請の受付期間】

当該年度の4月末日までに、申請に必要な書類を朝倉市教育委員会・教育課へ郵送または持参。

【連帯保証人】

申請の際は、連帯保証人を立ててもらう必要があります。連帯保証人は、主たる債務者が返還できなくなった場合、代わりに返還する義務を負います。

条件：朝倉市内に居住する20歳以上60歳未満の方で、かつ貸与予定総額の返還を確実に保証できる所得を有する方であること。

【所得の審査・決定】

世帯構成、年齢、条例施行規則で定める所得基準等により総合的に審査し、決定します。申請された方が必ず貸与を受けられるわけではありません。奨学金の貸与が決定された方には、5月中旬に「奨学金貸与決定通知書」にて通知します。

【貸与の時期】

奨学金は、指定いただいた金融機関に以下の期日までに振り込みます。

- ①進学奨励金 6月末日まで（前期分：4月から9月分）
 10月末日まで（後期分：10月から翌年3月分）
- ②入学支度金 6月末日まで

【奨学金の返還】

高等学校等を卒業若しくは終了した月の翌月から起算して、6ヶ月が経過した月から返還が始まります。

返還方法は「月賦」、「半年賦」、「年賦」、「一括返還」があります。

返還の際は無利子です。

【返還の期間】

貸与を受けた奨学金の額により異なります。

奨学金貸与額	期間	奨学金貸与額	期間
100,000円 以下	1年	1,000,001円 以上 1,200,000円 以下	10年
100,001円 以上 200,000円 以下	2年	1,200,001円 以上 1,300,000円 以下	11年
200,001円 以上 300,000円 以下	3年	1,300,001円 以上 1,400,000円 以下	12年
300,001円 以上 400,000円 以下	4年	1,400,001円 以上 1,500,000円 以下	13年
400,001円 以上 500,000円 以下	5年	1,500,001円 以上 1,700,000円 以下	14年
500,001円 以上 700,000円 以下	6年	1,700,001円 以上 1,800,000円 以下	15年
700,001円 以上 800,000円 以下	7年	1,800,001円 以上 1,900,000円 以下	16年
800,001円 以上 900,000円 以下	8年	1,900,001円 以上 2,000,000円 以下	17年
900,001円 以上 1,000,000円 以下	9年	2,000,001円 以上	18年

奨学金は貸与です。
あなたの返還金は、直ちに後輩たちの奨学金の資金となります。
約束どおり必ず返還してください。

【問い合わせ先】

朝倉市教育委員会 教育課

〒838-0068 朝倉市甘木198-1

☎0946-22-2333